平成２９年（フ）第１０３３号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１－402号
債務者　中村　后子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６７号
神奈川県厚木市妻田西２丁目20番56号　ドミール長野105
債務者　飯田　　馨
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８３号
神奈川県伊勢原市岡崎6784番地の７　タケハウス岡崎
債務者　小日向幸子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３０号
神奈川県秦野市渋沢１丁目26番３号　センティアム小沢　101号
債務者　田中　光昭
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７４９号
千葉県柏市豊四季358番地13　エムティワン103号
債務者　片石　綾子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０１号
千葉県松戸市中矢切624番地の１　アドグランデ松戸502号
債務者　清水　　梢
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２２号
千葉県松戸市西馬橋相川町11番地の２　マービーマンション201号
債務者　野田　一治
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２８号
千葉県柏市豊四季712番地89
債務者　渡邉　由貴
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４３号
千葉県野田市清水861番地の１　エルシェアートＡ201号室
債務者　黒岩　伸介
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４８号
千葉県野田市なみき４丁目13番地１　ルミエールツカサⅡ203
債務者　小林つかさ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６１号
千葉県松戸市常盤平５丁目４番地の２　常盤平五香寮207号
債務者　藤田　雄弘
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６９号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区６棟405号
債務者　石橋　幸雄
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９１号
千葉県我孫子市高野山537番地の１（２－303号）市営住宅
債務者　松本　法子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９０５号
千葉県松戸市小金166番地の３　コーポアイリス２号棟102号
債務者　富田　峯子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９０７号
千葉県松戸市栗ケ沢794番地の23　リヴェール黄金102号
債務者　田渕　貞己
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０７号
神奈川県秦野市寿町７番20号
債務者　川口　武美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部